

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月から消費税の税率が5%から8%に改正され、令和元年10月からは10パーセントに改正されました。この引上げによる増収分は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされておりす。

令和2年度地方消費税交付金(社会保障財源化分)234,022千円は、令和2年度社会保障施策に要する経費1,685,871千円のうち的一般財源分807,424千円に充当されています。

(単位:千円)

事業区分	経費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)		
社会福祉	障害者福祉事業	446,854	156,134	89,666		27,418	173,636	50,326
	高齢者福祉事業	21,460		877		4,511	16,072	4,658
	児童福祉事業	720,534	315,954	126,528		23,435	254,617	73,798
	母子福祉事業	10,481		1,768			8,713	2,525
	小計	1,199,329	472,088	218,839	0	55,364	453,038	131,308
社会保険	国民健康保険事業	116,262	19,064	54,468			42,730	12,385
	介護保険事業	198,684	5,334	2,667			190,683	55,267
	後期高齢者医療事業	42,080		29,510			12,570	3,643
	小計	357,026	24,398	86,645	0	0	245,983	71,295
保健衛生	予防事業	50,334	4,936				45,398	13,158
	健康増進事業	19,168	667	2,552		1,405	14,544	4,215
	母子保健事業	60,014	239	11,002		312	48,461	14,046
	小計	129,516	5,842	13,554	0	1,717	108,403	31,419
合計	1,685,871	502,328	319,038	0	57,081	807,424	234,022	